

税

の

ひろ

ば

●●●●●

相続税のあらまし

相続と税金

相続税は、人が死亡して、その人の財産を相続や遺贈によってもらったときにかかる税金です。遺産を相続する場合、相続人はだれかとか、遺産の分割はどうするかなど、いろいろな問題が出てきますので、相続税は複雑な税金だといわれています。

そこで、相続税はどのくらいの財産からかかるのか、どんな計算方法になっているのかなど、あらましを説明しましょう。

基礎控除

相続税は、相続や遺贈によってもらった正味の遺産額が、基礎控除額を超えている場合に、その超えた額に課税されます。つまり正味の遺産額が、基礎控除額の範囲内であれば、相続税はかかりません。

基礎控除額は、二、〇〇〇万円と、四〇〇万円に法定相続人の数を掛けた金額との合計額です。例えば、法定相続人が妻と子三人の



四、相続人が受取った死亡保険金のうち、原則として二五〇万円までの金額
五、相続人が受取った死亡退職金のうち、原則として二〇〇万円までの金額
なお、遺族が受取った香典は、税金の対象にはなりません。

相続人の認定

だれが相続人になるかについては、民法で定められており、普通の場合は、死亡した人の配偶者と子です。

子がいなるときは配偶者と直系尊属（父母）、子も直系尊属もないときは、配偶者と兄弟姉妹が相続人となります。

なお、子が既に死亡している孫がいるときは、孫は死亡した子と同じ立場で相続人となります。

相続税の計算

まず、正味の遺産額から基礎控除額を差し引いて、課税遺産額を計算します。

つぎに、課税遺産額を各法定相続人の法定相続分によって分け、それぞれの額に税率を掛けて税額

を算出します。この税額を合計したものが相続税の総額となります。相続税の総額を、各相続人や受遺者が実際に取得した正味の財産価額の割合に応じてあん分した額が、各相続人の相続税額です。

相続税の税率は、一〇パーセントから七五パーセントまで、課税遺産額に応じて高くなる超過累進税率となっています。

法定相続分は、民法で次のとおり定められています。

一、相続人が配偶者と子の場合、配偶者は三分の一、子は三分の二。

二、相続人が配偶者と直系尊属の場合、配偶者は二分の一、直系尊属は二分の一

三、相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合、配偶者は三分の二、兄弟姉妹は三分の一

なお、子、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ数人いるときは、前記の割合を均等に分けます。

税額控除

一、配偶者の税額控除

配偶者が相続や遺贈により取得した財産が、正味の遺産額の三分の一か、四、〇〇〇万円のいずれが多い額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

二、未成年者控除
相続人が未成年者の場合は、二

〇歳からその年齢を差引いた年齢に、三万円を掛けた金額が控除されます。

三、障害者控除

相続人が心身障害者の場合は、七〇歳からその障害者の年齢を差引いた年数に三万円（特別障害者の場合は六万円）を掛けた金額が控除されます。

申告と納税

相続税の申告は、被相続人が死亡した日の翌日から六か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署にすることになっています。

納税も、申告期限と同じ日までにしなければならぬことになっていますが、相続税額が五万円を超えているときは、五年以内（特別な場合は最高十五年以内）の年賦で納める延納の方法があります。

なお、農地を相続し、相続人が農業を営む場合は、一定の要件のもとに納税が猶予されます。

また、金銭で納めることができないうときは、相続した財産で納める物納の方法もあります。

延納によって相続税を納める場合には、その税額について延納の期間中、利子税（年率六・六五・四パーセント）がかかります。

